

令和3年度の個人住民税から適用されている主な税制改正

○給与所得控除の見直し

- ・給与所得控除額が一律10万円引き下げられました。
- ・給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入額が850万円に、その上限額が195万円にそれぞれ引き下げられました。

○基礎控除の見直し

- ・基礎控除が10万円引き上げられました。ただし、合計所得金額が2,400万円を超える納税者に関する基礎控除はこの限りではありません。

○所得控除等の合計所得要件等の見直し

要件等	改正前	改正後
同一生計配偶者及び扶養親族の所得要件	合計所得金額38万円以下	合計所得金額 48万円 以下
配偶者特別控除に係る配偶者の所得要件	合計所得金額38万円超123万円以下	合計所得金額 48万円超133万円 以下
勤労学生控除の所得要件	合計所得金額65万円以下	合計所得金額 75万円 以下
障がい者等に対する非課税措置の所得要件	合計所得金額125万円以下	合計所得金額 135万円 以下
均等割の非課税限度額の合計所得金額	合計所得金額が28万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+16万8千円(※1)	合計所得金額が28万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+ 10万円+16万8千円(※1)
所得割の非課税限度額の総所得金額棟	総所得金額が35万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+32万円(※2)	総所得金額が35万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+ 10万円+32万円(※2)

(注)16万8千円(※1)及び32万円(※2)は、同一生計配偶者または扶養親族を有する場合に加算します。

○寡婦(寡夫)控除の見直し及び未婚のひとり親に対する税制上の措置

- ・婚姻歴の有無や性別に関わらず、生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下)を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」(控除額30万円)が適用されます。
- ・上記以外の寡婦については、引き続き控除額26万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限(500万円以下(年収678万円))を設定します。
- ・前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対しては、個人住民税を非課税とする措置を講じます。

特別徴収一斉指定の開始について

福島県と相双地区の市町村では、特別徴収を進めていくため、対象となる事業主を特別徴収義務者として平成29年度から一斉に指定しています。

給与所得者で普通徴収(個人納付)対象者がいる場合については、普通徴収仕切紙にて普通徴収切替理由書を記入のうえ、併せて提出して下さい。

市県民税の特別徴収(給与天引)について

次の①②に該当する事業所(主)は、特別徴収義務者に該当しますので、給与所得者(従業員)の市・県民税を特別徴収する必要があります。

- ① 令和3年中に給与の支払いを行っており、令和4年4月1日現在でも給与の支払いを行っている事業所(主)
- ② 所得税法第183条第1項の規定により、給与を支払う際に所得税を徴収して納付する義務のある事業所(主)(源泉徴収義務者)

令和4年度 給与支払報告書(総括表・個人別明細書)の記載・提出要領

給与支払報告書の提出について

令和4年1月1日現在で従業員等に対し給与の支払を行っている事業所(主)は、地方税法第317条の6第1項の規定により、令和3年中に従業員等に支払った給与等の支払額や、その他必要な事項を給与支払報告書に記入し、従業員が居住している市区町村へ提出しなければなりません。

また、令和3年中に退職等の理由で給与の支払が無くなった従業員等についても、地方税法第317条の6第3項の規定により、退職等の日までの給与等の支払額について給与支払報告書に記入し、市区町村へ提出しなければなりません(年間に支払った給与等の支払額が少額であっても、適正な課税を行うため、全て提出をお願いします)。

1. 対象者 **令和4年1月1日現在** 南相馬市に居住する給与受給者
『居住する』とは南相馬市に住民票を有する、もしくは実際に南相馬市を生活の本拠地としている場合です。
※震災や原子力災害のため市外で避難生活をしている場合は、住民票を置く市区町村への提出となります。

2. 提出期限 **令和4年1月31日(月) 期限厳守**
(事務処理の都合上、1月14日(金)までの提出にご協力をお願いします。)

3. 提出枚数
(1) 給与支払報告書(総括表)・・・1枚
(2) 給与支払報告書(個人別明細書)・・・給与受給者1人につき2枚
(3) 普通徴収仕切紙(普通徴収への切替理由書)・・・普通徴収対象者がいる場合のみ
※提出する際、市内の区ごとに分ける必要はありません。全てまとめて提出してください。

対象となる方	使用する明細書	提出方法
一般の受給者で支払額が500万円を超える方	4枚組	1・2枚目(個人別明細書)→市役所へ提出 3枚目(源泉徴収票)→税務署へ提出 4枚目(源泉徴収票)→受給者へ交付
法人の役員で支払額が150万円を超える方		
源泉徴収税額表の乙欄または丙欄適用者で支払額が50万円を超える方	3枚組	1・2枚目(個人別明細書)→市役所へ提出 3枚目(源泉徴収票)→受給者へ交付
上記以外の方		

4. 提出先・問い合わせ先 **〒975-8686**
福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地
南相馬市役所 総務部税務課市民税係
電話 0244-24-5226
※窓口持参の場合は、小高区または鹿島区役所市民総合サービス課でも受付します。

個人別明細書の記入について(記入例)

④ 給与支払報告書(個人別明細書)

※区分	72125-2000020072125
① 住所	福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地
氏名	南相馬 太郎
給 与	8,500,000円
控除の額	6,450,000円
給与所得控除後の金額	2,050,000円
源泉徴収税額	380,000円
前職分南相馬物産 1,200,000円 社会保険料 56,000円 源泉徴収税額 20,000円	
② 前職分南相馬物産 1,200,000円 社会保険料 56,000円 源泉徴収税額 20,000円	
③ 普通徴収:D	
④ 住宅借入金等特別控除の額	200,000円
⑤ 控除対象扶養親族	南相馬 花子
⑥ 支 払 日	令和 28 年 1 月 31 日

(市町村提出用)

記入時の注意点

記入の詳細については、国税庁発行の『令和3年分年末調整のしかた』を確認してください。

- 令和4年1月1日現在の生活の本拠地を本人に確認のうえ記入してください(東日本大震災・原子力災害のため避難生活をしている場合は、避難先の住所ではなく住民票の住所を記入してください)。
- 就職した受給者の前職分を合算した場合は、前事業所名・前職分の支払金額・社会保険料額・源泉徴収税額を必ず記入してください。記入がない場合は、前職分は含んでいないものと判断し、税の計算時に、別支給の給与として加算することになります。
- 普通徴収の場合は、普通徴収である旨と特別徴収できない理由(A~F)を記入してください(右の普通徴収仕切紙の理由区分を参照してください)。記入がない場合は、特別徴収になることがあります。
- 生命保険料の控除額の内訳を記入してください。記入がない場合は、再提出いただく場合があります。
- 住宅借入金等特別控除の額の内訳を記入してください。記入がない場合は、再提出いただく場合があります。
- 統一法人番号を持たない事業主(個人事業主、支店等)の方は、記入しないでください。

普通徴収仕切紙

記入方法

普通徴収に切替できないのは、右の「特別徴収できない(普通徴収)理由」のA~Fに該当する場合のみとなります。該当する理由の欄に人数を記入してください。ただし「F:その他」に該当する場合は、特別徴収出来ない理由と特別徴収切替可能となる開始年度についても記入してください。

※特別徴収指定番号と事業所名を正確に記入してください。

④ 普通徴収仕切紙

個人住民税の普通徴収への切替理由書

南相馬市長 宛

特別徴収指定番号 事業所名

普通徴収の方がいる場合、下記の該当欄に人数を記入の上、該当する方の給与支払報告書(個人別明細書)をこの仕切紙の後ろに取りまとめてください。

理由	特別徴収できない(普通徴収)理由	人数
A	給与の支払いが不定期	名
B	他の事業所で特別徴収(乙欄該当者)	名
C	事業専従者(毎月給与支払いの場合を除く)	名
D	退職者・退職予定者(令和4年4月1日時点)	名
E	毎月の給与が少なく個人住民税を特別徴収しきれない者	名
F	その他(理由: ・Fに該当する場合… 年度より特別徴収に切替可能)	名
普通徴収者合計		名

後に取りまとめる普通徴収(退職者含む)の給与支払報告書(個人別明細書)の提出枚数と一致していることを確認してください。
また、総括表の報告人員欄の「普通徴収(個人納付):イ」の人数と一致していることを確認してください。

※普通徴収の方がいる場合、必ずこの仕切紙により徴収区分ごとに分類していただきますようお願いいたします。
※普通徴収への切替理由書がない場合は、全従業員が特別徴収の対象となります。また、全従業員が2名以下の事業所は特別徴収義務者に該当しません。その場合は、「Fその他(理由)」へその旨を記載してください。

(市記入欄)

キリトリ線

収 受 印

総括表の記入について(記入例)

令和4年度 給与支払報告書(総括表)

追加 令和 4 年 1 月 14 日提出

訂正 南相馬市長 宛

特別徴収指定番号 0984000000

統一法人番号	A 1000000000000000	受給者総人員	25名
フリガナ	カブシキガイシャ ミナソウマブツサン	南相馬市報告人員	20名
給与支払者の名称または氏名	株式会社 南相馬物産	特別徴収(給与天引)	18名
フリガナ	(〒 975 - 8888)	普通徴収(個人納付)	2名
同上の所在地	福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地		
担当者の係及び担当者氏名並びに電話番号	総務人事 係 担当者氏名: 南相馬 一郎 TEL (0244) 24 - 5228 内線 (103)		
給与の支払方法及びその期日	毎月21日	事業種目	小売業
給報作成税理士等	氏名(名称): TEL () -	所轄税務署	相馬 税務署

(通信欄)

C

(市記入欄)

ここには記入しないでください。

収 受 印

総括表記載について

- A: 統一法人番号(13桁)の記入
※統一法人番号を持たない事業主(個人事業主、支店等)の方は記入しないでください。
- B: 南相馬市報告人員の内訳に、普通徴収(個人納付)の対象者がいる場合は、右ページの普通徴収仕切紙(普通徴収切替理由書)も併せて提出してください。
- C: 南相馬市への連絡事項は通信欄に記入してください。

特別徴収分と普通徴収分を併せて報告書を提出する場合

給与所得に係る個人住民税の特別徴収は、原則として給与所得者の全員が対象となります。ただし、普通徴収対象者がいる場合は、下図のように整理のうえ提出してください。

※左上の「個人別明細書の記入について(記入例)」③を参考にして、摘要欄に「普通徴収:A」のように必ず理由を記入してください。

